



成人おめでとう!

今年の新成人

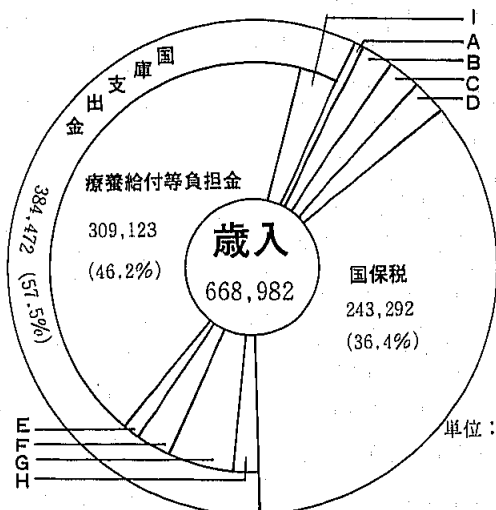
三百六十七人

一月十五日、岡垣町で大人の仲間入りをした新成人たちが、中央公民館で成人式を祝いました。これから社会人として働こうとする人、すでに働いている人、一人ひとりが希望と決意、義務と責任を新たな気持ちでこの日を迎えました。

昭和五十八年度 国保会計

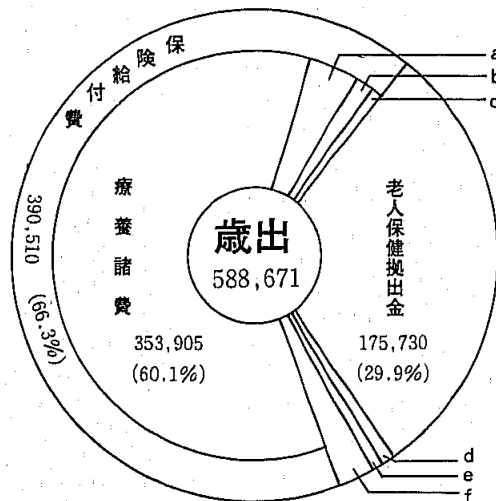
増える国保加入者

昭和五十八年度岡垣町の国民健康保険(国保)被保険者は六千七百六十五人、世帯数では二千八百一戸となっています。これは五十七年度に比べると、被保険者数で二百九十七人増加し、世帯数で二百一十一戸増加したことになります。



- A 県支出金 572
- B 一般会計繰入金 15,000
- C 繰越収入金 15,399
- D その他収入 10,247
- E 財産費 1,722
- F 財政調整交付金等 60,128
- G
- H
- I 事務費負担金 13,499

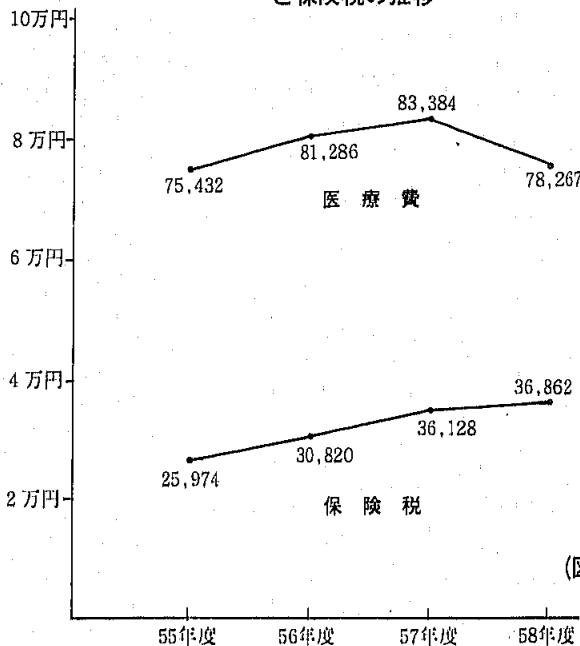
昭和58年度 国保事業 決算状況



- a 高額療養費 28,522
- b その他給付 6,570
- c 手数料 1,513
- d 保険施設の他費 1,208
- e その他業務費 4,414
- f 総計 16,809

単位：千円 (図2)

被保険者1人当り医療費(保険者負担)と保険税の推移



(図3)

す。また、老人の国保に占める割合は、十四・五% (九百八十人) で高い率となっています。(図1) 五十八年度の国保会計は、歳入六億六千八百九十八万二千円、歳出五億八千八百六十七万千円で、六千五百三十一万千円の黒字(一般会計からの繰入を除く)となります。(図2)

この大きな要因は、①保険税率の据え置き及び収納率の向上 ②過年度の精算額が追加交付された ③一般の療養給付の伸びによる負担金及び補助金の増等により、

剰余金が出たためです。詳細は、次のとおりです。
一、老人保健法の施行により、給付額が下がったため。なお、拠出金の算定基礎は、五十八年度の概算を出す場合は、五十六年度の医療費を基礎として算定されるため、拠出金額が低く抑えられている。しかし、精算は二年後に行なわれるため、六十年度はある程度の負担増を見込まなければならぬ。
二、国保税については、老人保健法の施行により保険者負担が抑えられたために、保険税率の引き下げを検討しましたが、一時的に引き上げても、六十年度の精算で再度引き上げる結果となる要素があるため、五十八年度の税率の据え置きとなり、また、収納率が向上したため。

医療費と税の状況

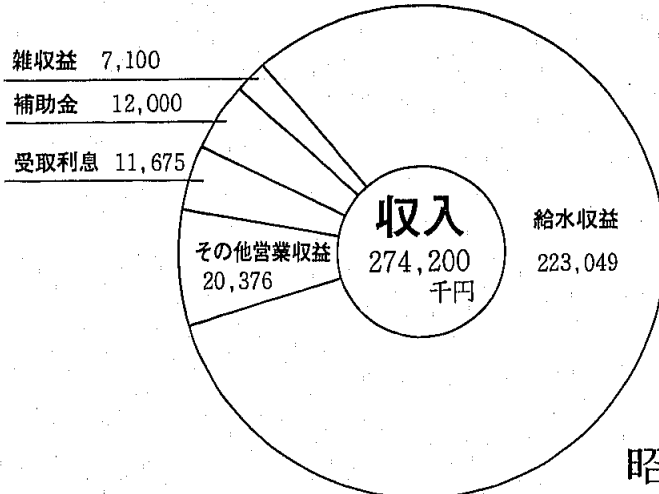
	岡垣町全体	国保該当者	加入率	前年対比
世帯数	8,052 戸	2,801 戸	34.8 %	6.2 %
人口	A 27,488 人	6,765 人	24.6 %	3.3 %
70歳以上	C 1,839 人	980 人	53.3 %	11.9 %
老人の占める割合	C/A 6.7 %	D/A 3.6 %		(図1)
		D/B 14.5 %		

(59.3.31現在)

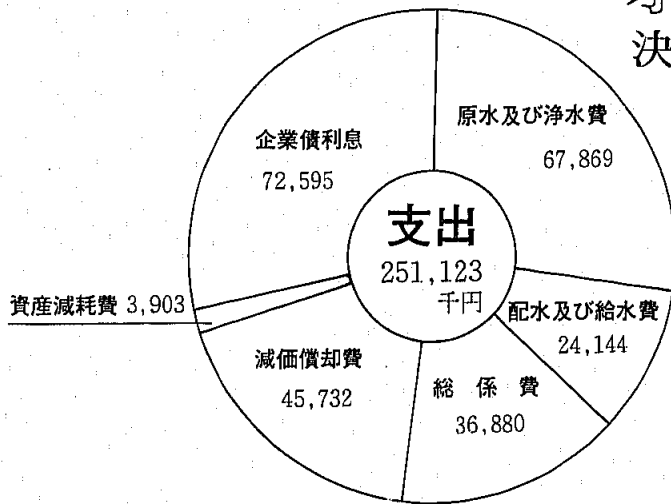
昭和五十八年度 水道事業決算

純益二千三百七十七千円

昭和五十八年度水道事業決算は、収入二億七千四百二十万円に対し、支出二億五千百二十二万三千円で、差引二千三百七十七千円の純益となりました。これは、前年に比べ、ると八百七十四千円（二十五・九%）も減少しました。理由は、給水戸数が伸びず、新規加入者が納付される口徑別納付金などの収入が大幅に減少し、支出面での増加（八・八%）が原因です。

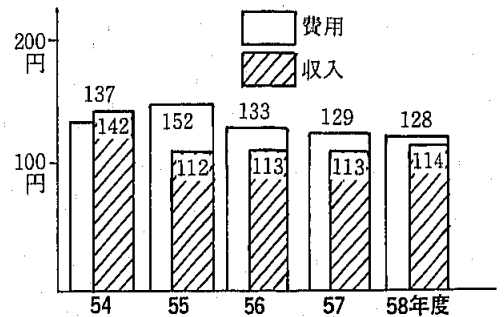


昭和58年度 水道事業 決算状況



水1m³をつくる費用は百二十八円、それに対し使用料金は百十四円です。差額十四円は赤字となりますが、口徑別納付金や一般会計などから補填しています。別図のように、水1m³をつくる費用が収入に比べて多くなっていることがわかります。この収入と費用の差が大きくなるまいよう町では経費の節減に努力しています。

水1m³当りの収入・費用の推移



水1m³当り原価 128.33円

減価償却費	25.36円
企業債利息	37.10円
一般営業費	10.82円
修繕費	10.74円
動力費	20.05円
給与関係費	24.26円

水源対策急務!

五十八年度の給水状況をみると、三月末人口二万七千四百八十七人に対し、給水人口二万六千九十一人、給水戸数七千三百八十一戸となり、普及率は九十四・九%です。また、五十八年度一年間の総配水量は二百四十三万八千m³で、前年度より二十二万七千m³の増加で、一割以上の伸びとなりました。一年間のうちで最も使用量が大きかった日は、八月四日で八千八百四十三m³が一日で使用されました。五十八年度の岡垣町の水道施設の給水能力は一日最大九千二百m³で、今後もまだまだ増え続ける給水人口に対し、新設水源の確保が急がれ、岡垣町としても全力で取り組んでいます。

節水に協力を!

岡垣町では、水道水は地下水で賄っていますが、水は無限の資源ではありません。「きれいなおいしい水」を永く使用するために少

しても節水することが、大切です。一般家庭の平均的な使用量は、一ヶ月約二十m³です。使用方法によつては、まだまだ節水が出来るはずです。また、漏水の早期発見も節水対策の一つです。

最近、生活環境の悪化について、いろいろな問題がクローズアップされています。合成洗剤使用による河川の汚濁や家庭用ゴミや産業廃棄物などの不法投棄など私達をとりまく環境は刻々と変わりつつあります。水は生活の源であり、水を守るのは、私達みんなの義務でもあります。

昭和五十八年度業務実績

区分	57年度	58年度	比較	
			増減(Δ)	伸率
年度末給水人口	25,717人	26,091人	374人	1.5
年度末給水戸数	7,275戸	7,381戸	106戸	1.5
年間総配水量	2,210,602m ³	2,438,010m ³	227,408m ³	10.3
1日最大配水量	8,405m ³	8,843m ³	438m ³	5.2
1人1日最大配水量	328ℓ	341ℓ	13ℓ	3.9
年間総使用量	1,781,494m ³	1,956,856m ³	175,362m ³	9.8
1日平均使用量	4,881m ³	5,347m ³	466m ³	9.5

役場窓口

昼休みも開放!

二月一日から一部窓口で

岡垣町では、二月一日から午前十二時～午後一時の昼休み時間内、住民票や印鑑証明などの諸証明の発行業務の取り扱いを開始しました。

これは仕事やその他の事情で、従来の業務時間内に役場にこられない方のため、住民サービスの一環として実施するものです。

取り扱い窓口及び業務は次のとおりです。なお、これ以外の業務については取り扱いきませんので、確認の上ご利用ください。

○取り扱い窓口

町民課住民係

○取り扱い業務

印鑑証明

住民票及び除票の交付

戸籍謄抄本の交付

身元証明の交付

戸籍附票の交付

年金の現況証明

住民票の閲覧

※東部出張所の窓口は従来どおり昼休み時間内は、閉鎖しておりますのでご注意ください。

昭和58年度の決算及び現行給与を基に、岡垣町職員の給与状況をまとめました。

人件費の状況 (一般会計決算)

Table with 7 columns: 区分, 住民基本台帳人口(年度末), 歳出額A, 実質収支, 人件費B, 人件費率(B/A), (参考)57年度の人件費率. Row for 58年度 shows values like 59,331, 27,560, 4,236,463, 333,764, 724,305, 17.1, 17.2.

職員の初任給の状況 (59年4月1日現在)

Table with 5 columns: 区分, 岡垣町, 郡内平均, 国. Rows for 一般行政職 (大学卒, 高校卒) and 技能労務職 (高校卒) with salary values.

岡垣町職員の給与状況

職員給与費の状況 (一般会計決算)

Table with 6 columns: 区分, 職員数A, 給与(千円) (給与, 職員手当, 期末・勤勉手当, 計B), 1人当り給与費(B/A). Row for 59年度 shows 142 staff and 4,134千円 per person.

注1. A職員数は水道事業等特別会計の職員数は含まない。注2. 職員手当には、退職手当を含まない。

一般行政職の等級別職員数の状況

Table with 7 columns: 区分, 1等級, 2等級, 3等級, 4等級, 5等級, 計. Rows for 標準的職務内容 (課長, 係長, 主任, 主事技師, 主事補技師補) and 構成比, 参考 (1年前, 5年前).

人口からみた職員数・人件費の状況 (一般会計)

Table with 5 columns: 区分, 人口(59.4現在住民登録), 一般職員数, 職員1人当りの人口, 住民1人当りに占める給与費. Rows for 岡垣町 and 県内市町村平均.

特別職の報酬の状況

Table with 3 columns: 区分, 岡垣町, 郡内平均. Rows for 給料 (町助収入, 長役役長, 議員) and 報酬 (議副委員, 議長).

(59年4月1日現在)

職員の平均給料月額と平均年齢の状況

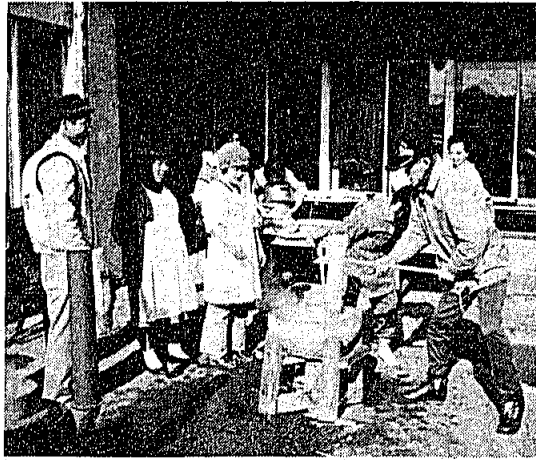
Table with 4 columns: 区分, 一般行政職 (平均給料月額, 平均年齢), 技能労務職 (平均給料月額, 平均年齢). Row for 岡垣町 shows 208,910円 and 35.1歳.

(59年4月1日現在)

Merry Christmas

サンタとおもちに大喜び!

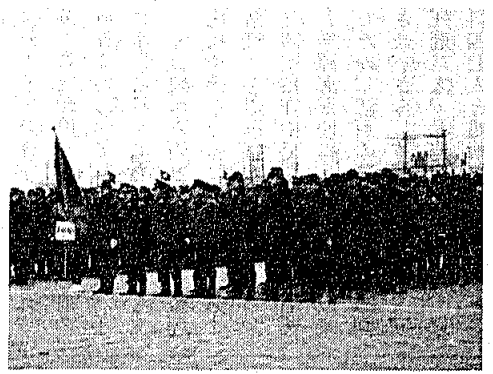
ま
ち
の
わ
た
い



昨年(昭和五十九年)の十二月二十五日、「岡垣町手をつなぐ親の会」の子供達四十四名は、中央公民館で暖い手づくりのクリスマスを楽しみました。午前中は、みんなでモチつきをし、できたてのモチをおなかいっぱい食べ、昼から歌や劇、かくし芸で楽しい一日を過ごしました。



『ヨイショ!
ヨイショ!
モチが、
つけたヨー!』

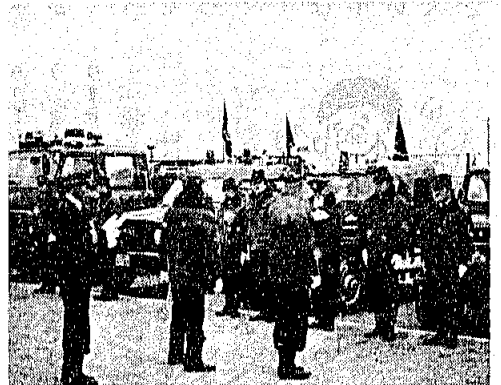


遠賀郡四カ町

合同出初式

去る一月十三日、遠賀町にある総合グラウンドで、遠賀郡四カ町合同出初式が行なわれました。

当日は、早朝から冷えこみ、出初式の開始八時半には雪が降りだし、見物の人にはあまりの寒さに車の中や、七輪で暖をとっていました。さすがに日頃鍛えている団員は、寒さの中でもき然としていました。



みんなの健康法

避妊の話 (九)

問一 経口避妊薬(ピル)は、正しく使えば安全な方法であるが、特別の体質と慢性病のある人は、避けた方がよいと言うことはわかりました。ですが、ピルの使用を中止した場合、また元の正常な機能を回復できるのでしょうか。

答 ピルは、排卵を抑制して避妊効果を上げる薬ですから、そのような不安が起こるのは当然です。まず、妊娠能力が損われないかという問題ですが、健康な婦人では、毎月左右の卵巣

乱れはありませんか。

答 只今、申しました様に、次回或は次々回の月経までに排卵は回復し、期間は五〜七日、周期も三十〜三十四日位です。

問三 月経困難症はどうか

答 ピル服用中は、月経困難症が完治するが、中止すると苦痛を訴える人が四分の一程います。ピルは、避妊法としては手軽で安全確実な方法です。戦後、婦人の純潔を誇りとする精神は失われています。人工妊娠中絶の害を防ぐためにも、ピルの使用を推める時期が来ているのではないのでしょうか。

皆様の批判を期待しています。

折尾田中産婦人科

田中 壮介

岡垣小史

百姓一揆 (1)

徳川家康が江戸に幕府を開き、慶喜が政権を朝廷に返還するまでの二百六十余年間を江戸時代といっている。この期間は島原の乱(寛永十四年)を除いては、幕末まで大きな戦争はなかった。しかし、

平和な時代ではなかった。というのは、江戸時代に三千件くらいの百姓一揆が起っている。ただ長い期間だから政治的・経済的・社会的にさまざまな変化があり、一揆も差違がある。

土豪一揆

戦国時代から信長、秀吉、家康と日本社会は大きな変化をしたが、その最大のもは「兵農分離」が確立したことである。兵(武士)と農が居住地域まで区別されるといふ厳しい身分制がつくりあげられる。土豪一揆は、兵農分離が進み、新しい支配体制が整備されていく過程で、中間支配者の立場にあった旧土豪のような農民が、今までの地位や権益を保持しようとして、周辺農民などをひきいて武力で立ちあがったものである。

しかし、これは幕藩体制に対抗できるものではなく、農民上層部に編成がえされ、ほぼ寛永期頃までに消滅する。

逃散(ちようさん)

江戸時代初期の百姓一揆には、前記土豪一揆と逃散がある。逃散とはもともと農民が田畑を捨てて他所へ逃亡することだが、これは古くからあり、古代の班田農民のときは逃亡或いは浮浪といひ、重税に耐えかねた農民が貴族、社寺、地方豪族の領地に逃げこみ、課税をまぬがれようとしたものである。

しかし、中世の逃散はさらに積極的な意味をもつもので、莊園領主に対し年貢、夫役の減免、非法代官の排斥などを要求し、この要求がとおらなかつた場合にこの斗争が行なわれた。だから古代の逃亡と違い、村全体を基盤とし、集団でされるが多かつた。そのため領主の受ける打撃も大きく、逃散を受けた領主が年貢を減額したり、代官を更迭させていることも多い。ことに戦国、織豊時代には数村の百姓が申合せて逃散することもあつたが、徳川幕藩体制のもとでは、厳重に禁止されたのでしだいに下火となつた。

江戸時代初期に限つていうと、兵農分離の確立は幕藩領主層が農業生産に全面的に依存するということである。領主は農民を耕地に定着させ耕作させねば藩政はとれなかつたのである。その点で農民の生活を不安定にし、農民が家や耕地を捨てて逃げられるような過度の支配、収奪は制限されねばならなかつた。しかし、再生産の危機に

あえぐ小農民は、あえて現在の家や耕地も捨てて、もつと条件のよい場所に移るといふ形で、幕藩領主に有効な抵抗をした。

最初の頃は孤立民・分散的だったが、後になるにつれ、次第に集団的・組織的になる。

筑後の宝曆一揆
久留米有馬藩の財政直し改革は、農民の負担が重となり、享保一三年(一七二八)上三郡の農民五七〇〇余人が集結する。

さらにその後、享保以来の天災を背景に宝曆四年(一七五四)、吉井村の大庄屋有馬左衛門を先頭に、生葉郡二ヶ村、竹野郡二ヶ村、山本郡二ヶ村、御井郡二ヶ村、御原郡二ヶ村等筑後一円の農民十万人が決起する。彼らは膨大な連判状をとり、久留米藩への訴状をつくり、藩の墨付が下るまでは闘うことを誓ひ、藩主有馬頼庸が参勤交代で出府の直後をねらつて行動をおこす。手に手に武器をもち、藩旗を押し立て、日頃恨みの家々(酒屋、質屋、庄屋や藩とぐるになつた家々六十余軒)を道々打ちこわした。

藩主留守中で閉門中の有馬石見と僧源海が仲に入り、交渉は成立したが、江戸の藩主はこれを撤回させ、さらに首九人、打首七人、死刑二人、七郡追放等七〇人、過料四七人と処断され、全国一といふ規模の騒乱も、一揆側の敗北で決着した。

長畑 武

「家庭教育を考える」⑩

親のグチなんか、聞きたくない



なにも、母親のグチによって、両方とも頼りにならないということを見せつけられるわけです。

子供が非行に走る原因の一つに、親のグチの相手にされて、というのがあります。ハテ、そんなことが非行の原因になるのかナ、と首をかしげるかも知れませんが、これは大人が考える以上に、子供にとつて耐えがたいことのようにです。たとえば、おとうさんの帰りが遅い、夕食はいつも母と子だけ……

……ちよつと危険な家庭状況です。こんな場合、家庭が子供にとつて安らぎの場所となるかどうかは、おかあさんの態度一つにかかっていると言つていいでしょう。

おかあさんとしては、グチの一つも出るところでしようが、それを母と子の食卓で、直接子供にぶつかけたりしますと、子供としてはやりきれないものです。

中学生ぐらいの子供は、口では一人前のことを言つても、心の中ではまだ親を頼りに生きています。いざとなれば自分を受け入れ、支えてくれる最後のより所として頼りにしているのです。それ

家庭が夫婦で支えるべきものである以上、おとうさんにも責任があります。それは夫婦で話し合うことで、子供に言うことではありません。

「親と子のはなし」
企画室編から抜粋



出生地主義

「国籍法」と「戸籍法」の

一部が改正されました

母系でも日本国籍に

父母両系主義の採用を骨子とした「国籍法」と「戸籍法」が改正され、本年一月一日から施行されましたので、そのおもな改正点を紹介します。

父母両系主義の採用

これまで、「父系血統主義」により原則として生まれた時に父が日本人でなければ、その子は日本人になれなかつたのですが、昭和六十年一月一日からは、生まれた時に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

二重国籍防止・解消

父母両系主義を採用すると、国際結婚の場合、二重国籍になる子供が多くなります。改正法は、このような二重国籍を防止するために次の制度が設けられました。

国籍の留保制度の拡大

留保制度とは、外国で出生して二重国籍となった人は、一定の期間内に日本の国籍を留保する届出をしない

いと日本の国籍を失うという制度です。

これまでもアメリカやブラジルなど出生地主義をとっている国に対しては適用されてきましたが、改正により、国外で生まれて二重国籍となった者すべてにこの制度が適用されるようになりました。

国籍の選択制度新設

二重国籍者は、原則として二十歳になるまでに、日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。定められた期間までに選択をしないでよくと自動的に日本の国籍を失うことになります。

帰化条件の改正

これまでは、日本人と結婚した外国人の帰化条件は、その外国人が夫であるか妻であるかによって取扱いが異なっていました。改正法ではこれが同一となり、三年以上国内に居住している事（結婚

が三年以上続いている場合には、一年以上国内に居住している事）

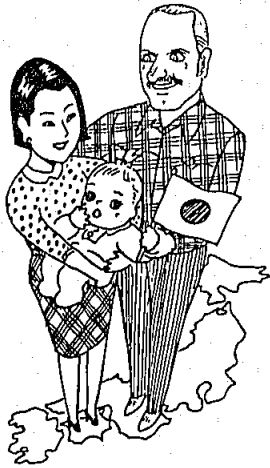
国籍取得

父母両系主義は昭和六〇年一月一日以降生まれた子に適用されますが、それ以前に生まれた子は適用されません。このため経過措置として、改正日に二〇歳未満の者は、向う三ヶ年に限り届出により日本国籍が取得できるようになっています。

国際結婚による氏の変更

外国人と結婚しても、氏は変わりませんが、改正法では、結婚後六ヶ月以内に市町村長に届出すれば外国人配偶者と同じ氏を名のる事ができるようになりました。

又、今までは外国人と結婚しても新戸籍は編製されませんでした。改正後は、日本人同士の結婚のときと同じように、新戸籍が編製されることになりました。



求人

◎職種 精密機械工作員
資格 三十五歳以上 三名
詳しくは、堀江鉄工所 ☎二二八二局四八八八へ

◎職種 果権、果菜類の収穫
及び手入等の作業員
詳しくは、小役丸外太郎 ☎二二八二局二二二一へ

「あとで」より「いま」が大切
火の始末
春の全国火災予防運動
2月28日～3月13日

トイレの改造は届出を

従量制料金トイレ（簡易水洗トイレ）に変更した家庭は、役場に必ず届出てください。

届出をしないと年度末に支払う補助金を支払えませんので、印鑑を持って役場町民課（282局1211）の窓口で手続をしてください。

又従量制料金の家庭で、補助金の支払いを、口座振込にされている方で口座番号及び名義を変更されている方は、2月28日までに町民課に連絡してください。

退職者医療制度

申請はお済みですか
対象となる人
次の三つの条件に該当する人、およびその養育家族がこの制度の適用を受けられます。

- 一、国民健康保険に加入している人。
- 二、老人保健法の適用を受けていない人。（七十歳未満の人）

三、厚生年金保険、恩給、船員保険および各種共済組合から、老齢年金や通算老齢年金を受けている人。

該当している人でまだ申請をしていない方は、早く済ませてください。詳しくは、役場福祉課へ

戦傷病者のみなさん
昭和六十年度に使用する、乗車券等引換証の交付申請を次のとおり行います。請求書は、役場福祉課にあります。

○受付開始 二月一日から
○必要書類 引換証交付請求書、なお、申請の際には戦傷病者手帳と印鑑を持参してください。
詳しくは、役場福祉課までお問い合わせください。

寄付お礼

次の方から香典返しとして、ご寄付がありました。あつくお礼申し上げます。

○社会福祉協議会へ（ ）は故人
田中隆（安尚）内浦、船越秀司（国男）波津、国俊義子（真澄）上海老津、大村傳一（二郎）高倉、入江守（カツミ）糖塚、山下裕（好栄）海老津、早川八重子（久東）海老津

○老人クラブ寿会へ
国俊義子（真澄）上海老津、大村傳一（二郎）高倉、入江守（カツミ）糖塚、山下裕（好栄）海老津、早川八重子（久東）高倉

昭和60年2月行事予定表

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金
	子宮がん検診 9:00~10:00 中央公民館	一般検診とレントゲン 13:30~14:00 西高陽公民館		乳児検診 13:30~14:00 東部公民館	建国記念の日			心配ごと相談・行政相談 13:30~ 東部公民館				幼児相談 13:30~14:00 東部公民館			
		28		27	26	25	24	23	22	21	20	19	18		17
		木		水	火	月	日	土	金	木	水	火	月		日
		海蔵寺馬頭観音像公開 午後九時三十分~十二時・午後一時~四時			愛の献血 10:00~12:00 中央公民館 13:30~15:30 東部公民館				心配ごと相談・行政相談 13:30~ 東部公民館				湯川山登山 13:30~14:30 東部公民館	定期検便	

期日は変更される事があります。

お早目に、忘れずに
申告時期に
なりました

所得税や国民健康保険税などの申告時期になりました。期限間近になると税務署はたいへん混雑し、申告するのに長時間待ったり、落ち着いて相談できなかつたりします。申告は、できるだけ早く行うようにしてください。

なお、次の日程で、申告や納税相談が行われますので、ご利用ください。

所得税の確定申告

昭和五十九年分の所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までです。

申告をしなければならない人は、事業をしている人、地代や家賃収入のある人、サラリーマンで給与の年収が千五百万円を超える人などです。

若松税務署では、申告及び納税相談室を開催します。

町民税及び国民健康保険税の納税相談

町民税及び国民健康保険税の納税相談は、役場会議室で三月一日~十五日まで行います。会場が混雑しないよう個人あてに相談日を通知しますので、次の書類を準備しておいてください。

- ① 営業や不動産、その他五十九年中の収支計算書や領収書など
- ② 給与や配当の源泉徴収票や支払証明書
- ③ 雑損控除を受ける人は、被害を受けた住宅や家財の損害の明細書
- ④ 医療費控除を受ける人は医療費の領収書
- ⑤ 生命保険料控除を受ける人は保険料の支払領収書及び証明書

その他障害や勤労学生を証明する書類など

但し、次の場合は申告の必要はありません。

還付申告

サラリーマンの場合、普通勤務先で年末調整を済ませると確定申告をしなくてもよい仕組みになっていますが、災害を被ったり、多

町民税及び国民健康保険税の納税相談

町民税及び国民健康保険税の納税相談は、役場会議室で三月一日~十五日まで行います。会場が混雑しないよう個人あてに相談日を通知しますので、次の書類を準備しておいてください。

- ① 営業や不動産、その他五十九年中の収支計算書や領収書など
 - ② 給与や配当の源泉徴収票や支払証明書
 - ③ 雑損控除を受ける人は、被害を受けた住宅や家財の損害の明細書
 - ④ 医療費控除を受ける人は医療費の領収書
 - ⑤ 生命保険料控除を受ける人は保険料の支払領収書及び証明書
- その他障害や勤労学生を証明する書類など
- 但し、次の場合は申告の必要はありません。

譲渡所得申告の説明会

昭和五十九年中に土地や建物などを売った人のために、税金の計算についての説明会を行います。

当日は、売買契約書、測量費又は仲介料などの領収書、筆記用具、印鑑などを持参してください。

場所 岡垣町役場会議室
日時 二月二十日・二十一日・三月一日 午前九時三十分~十二時・午後一時~四時

人口のうごき

12月末... ()内は前月比

27,713人 (+12人)

男 13,257人 (+7人)

女 14,456人 (+5人)

8,150世帯 (-1)